改正後

別表第一（第六条関係）

補助金等	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
都市構造再編集中支援事業費補助（市町村及び市町村都市再生協議会に対するものに限る。）	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
道路メンテナンス事業補助	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	道路メンテナンス事業実施計画（道路メンテナンス事業補助の交付を受けて道路の老朽化対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
交通安全対策補助（地区内連携）	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	交通安全施設等に係る整備計画（交通安全対策補助（地区内連携）の交付を受けて特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する道路における交通事故の防止を図るため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
無電柱化推進計画事業補助	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	無電柱化事業計画（無電柱化推進計画事業補助の交付を受けて無電柱化を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの
社会資本整備総合交付金	（略）	（略）
（略）		

別表第二（第十条関係）

補助金等に係る予算科目（目）	機械、器具その他の財産
（略）	（略）
河川総合開発事業費補助 治水ダム等建設事業費補助	
（略）	

改正前

別表第一（第六条関係）

補助金等	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
社会資本整備総合交付金		（略）
（略）		

別表第二（第十条関係）

補助金等に係る予算科目（目）	機械、器具その他の財産
（略）	（略）
河川総合開発事業費補助 治水ダム建設事業費補助	
（略）	